

7 任意継続組合員制度加入後の各種手続き

任意継続組合員制度加入後、次の事由に該当するときには共済組合への届出が必要です。

事 由	届出書類等について
家族を被扶養者から外すとき	「任意継続組合員の被扶養者について」をご覧ください。
新たに家族を被扶養者に入りたいとき	
年度途中で任意継続を脱退するとき	冊子 13 ページをご覧ください。
住所・氏名・短期給付振込口座等の変更	様式第 2-4 号※を提出してください。
任意継続組合員証・被扶養者証の再交付	様式第 2-6 号※を提出してください。
限度額適用認定証の交付	様式第 3-10 号※を提出してください。

※各種様式は、下記から印刷できます。

公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係（様式第 2-4 号及び 2-6 号）または 3 短期給付（様式第 3-10 号）

8 任意継続組合員資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、その翌日（④のときはその日）から任意継続組合員の資格を喪失します。

一度、任意継続組合員資格を喪失すると、再び加入資格を満たすまで任意継続組合員の申出はできませんので、就職により資格喪失する場合は特にご留意ください。

資格を喪失した日の属する月以降の任意継続掛金が払い込まれているときは、未経過期間に係る掛金を手続き後に還付します。

資格喪失事由	① 任意継続組合員となった日から 2 年を経過したとき ② 死亡したとき ③ 掛金を払込期日までに払い込まなかったとき ④ 組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合、<u>その他健康保険又は船員保険の被保険者を含む。</u>）となったとき ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を組合に申し出た場合において、その申出書が受理された日の属する月の末日が到来したとき ※家族の加入している健康保険の被扶養者となる場合、又は市町村国民健康保険に加入する場合は⑤に該当します。
手続方法	下記の書類を速やかにご提出ください。 ●任意継続組合員資格喪失届書・任意継続組合員掛金等還付請求書 ●任意継続組合員証、被扶養者証等の共済組合が交付した全ての証 ●新しい健康保険証の写し（資格喪失事由『④』に該当した場合のみ。）

時 期		任意継続組合員に加入したときの手続き【予定】 (年度末退職者の場合)	
令和5年	説明会～	『任意継続組合員申出書』受付開始	
	2月末	(任意継続組合員申出書 2/17 までの受付分) 任意継続掛金払込用紙送付 (自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等を 3月 29 日にご自宅へ発送	
	3月以降	(任意継続組合員申出書の 2/18 以降の受付分) 任意継続掛金払込用紙送付 (自宅宛) ⇒掛金払込確認後、任意継続組合員証等をご自宅へ発送 (4月 3 日以降随時)	
	3/13 (月)	(任意継続組合員申出書 2/17 までの受付分) 任意継続掛金の払込期限	
	3/29 (水)	任意継続掛金の払い込みがあった方へ、任意継続組合員証等を自宅宛発送 人間ドックの案内を自宅宛発送	
	4/6 (木) までに	現職時の組合員証等は所属所へ提出 ※資格喪失後、組合員証等は使用しないでください。	
	4/14 (金)	(任意継続組合員申出書 2/18 以降の受付分) 任意継続掛金の払込期限	
	4月中旬	人間ドックの申込	
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知 (自宅宛)	
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認 (検認) 特定健康診査受診券の発送 (対象者自宅宛)	
令和6年	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の発送 ※確定申告に必要な書類です。	
	2月中旬	2年目 (任意継続組合員制度) へ継続加入の意思確認通知 脱退希望 → 資格喪失に関する手続き書類 (資格喪失届書等) の送付 継続希望 → 2年目以降の掛金の払込み	
	3月末～	2年目継続しない方 (脱退希望者) は他の医療保険制度へ加入、任意継続組合員証等の返納 2年目継続する方へ人間ドックの案内を自宅宛発送	
	4月中旬	人間ドックの申込	
	5月下旬	人間ドックの決定・不決定の結果通知 (自宅宛)	
	6月下旬～ 7月上旬	任意継続組合員被扶養者の資格確認 (検認) 特定健康診査受診券の発送 (対象者自宅宛)	
	1月中旬以降	「任意継続掛金払込証明書」の送付 ※確定申告に必要な書類です。	
令和7年	3月末	任意継続組合員期間満了による資格喪失に関する手続き書類 (資格喪失届書等) の送付→他の医療保険制度へ加入、任意継続組合員証等の返納	

9 任意継続組合員制度と市町村国民健康保険の比較

国民健康保険は、各市町村が窓口となります。国民健康保険の詳しい内容は各市区町村の国民健康保険担当窓口へご自身でお問い合わせください。

(1) 医療給付の比較（入院時の食事療養及び生活療養に要する費用を除く。）

※いずれの制度の場合も、入院時の食事療養及び生活療養に要する費用については、1食又は1日につき定額の標準負担額が必要となります。

※附加給付の自己負担額は、医療機関ごと、入院・外来・歯科ごと、一か月ごとで判断します。

保 険 制 度		任意継続組合員制度	市町村国民健康保険
医療給付の負担割合	本人・被扶養者 (70歳未満の場合)	入院・外来	
	保険者負担	7割	
	自己負担	3割	
共済組合の給付【附加給付】		自己負担額－25,000円 (100円未満切捨)	無
退職互助部の給付		詳細は61ページ以降をご覧ください。退職互助会の給付はどの医療保険制度に加入しても受けることができます。	

(2) 任意継続掛金と国民健康保険料の比較

《任意継続掛金と市町村国民健康保険の最高（限度）額の比較》

任意継続掛金額 (最高額)	市町村国民健康保険料（高知市）（最高限度額）
(40歳以上65歳未満) 545,328円／年	990,000円／年（※令和4年度高知市の場合） ※国民健康保険料の計算方法は市町村により異なります。保険料は お住まいの市町村へお問い合わせください 。（市町村によって、「国民健康保険料」ではなく「国民健康保険税」と呼ばれる場合があります。）
(上記年齢区分以外) 436,404円／年	

※市町村国民健康保険の保険料の算定には退職した年の前年の所得（所得割）が含まれているため、**退職した年に市町村国民健康保険に加入すると保険料が任意継続掛金より高くなる事例が多く発生**します。

※休職等により前年中の所得がない（減額されている）方や同一世帯内に既に市町村国民健康保険に加入されている方がいる場合などは、市町村国民健康保険に加入した方が保険料負担が軽減されることがあります。

任意継続掛金と国民健康保険料の簡単な比較

(事例1) 夫婦(2人世帯)がそれぞれ任意継続組合員制度の組合員となる場合

○任意継続組合員制度の掛金 545,328 円(最高限度額) × 2人※ = 1,090,656 円

※ 夫婦が同時に退職する場合や配偶者が先に退職している場合において、被扶養者の認定要件(所得要件など)を備えているときは、一方が任意継続組合員制度に加入し、もう一方が被扶養者となることも可能です。この場合、任意継続掛金は1人分となります。

○市町村国民健康保険の保険料(高知市) 最高限度額により(2人分) = 990,000 円

(事例2) 夫婦(2人世帯)で、既に一方が市町村国民健康保険(保険料:50万円)に加入している方がいる場合

○任意継続組合員制度の掛金(1人分) + 国保保険料(1人分)

545,328 円(最高限度額) + 500,000 円 = 1,045,328 円

○市町村国民健康保険の保険料(高知市) 最高限度額により(2人分) = 990,000 円



国民健康保険料については世帯で計算となります。ご自身でお住まいの市町村へお問い合わせください。

その後、任意継続組合員制度に加入した場合との掛金(保険料)の比較を是非行ってみてください。

任意継続組合員の被扶養者について

在職中から認定されている被扶養者は、扶養の要件を満たしている場合には引き続き任意継続組合員の被扶養者となります。

組合員が任意継続組合員になると同時に、被扶養者が就職するなど認定要件を欠いた場合は、任意継続組合員申出書で取消に○をしてください。（記入例をご覧ください。）

なお、任意継続組合員になると同時に、新たに被扶養者を入れる場合は、下記をご覧ください、4月以降に速やかに申告してください。

【任意継続組合員の被扶養者の認定】

退職時に被扶養者として認定されている方は、**被扶養者の要件に異動がない限り引き続き被扶養者として取り扱います。**また、任意継続組合員の期間中に新たに被扶養者の要件を備えた、又は欠くに至った場合は、その都度、認定・取消を行いますので、共済組合へ届け出てください。



毎年7月ごろ、被扶養者の資格確認（被扶養者の資格要件を備えているかの確認）を行います。
詳細は、資格確認の必要な被扶養者を有する任意継続組合員あてに通知します。

（１）被扶養者の範囲

被扶養者とは、①組合員と一定の身分関係にあり、②主として組合員の収入によって生計を維持している者であって、③国内居住要件を満たしているものをいいます。

① 組合員と一定の身分関係にある者

- a 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹兄弟
- b 組合員と同一世帯に属する次の者
 - I aに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等）
 - II 組合員と事実上婚姻関係にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子を含む。）

② 主として組合員の収入によって生計を維持している者で、次に掲げる以外の者

- a その者について、組合員以外の者が扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者
- b 組合員が他の者と協同して扶養している場合で、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者
- c 年額 130 万円以上の所得がある者（ただし、60 歳以上の公的年金受給者または障害を支給事由とする公的年金受給者にあつては 180 万円以上の所得がある者）

【生計維持関係の認定】

「主として組合員の収入により生計を維持している者」とは、生計の基礎を組合員におき、原則として組合員からその生活の質の主要なる部分を得ている者であり、認定に係る取扱い、地方公務員等共済組合法施行令第3条の規定に基づき、同法運用方針第2条関係第1項第2号にその基準が定められています。

《組合員と同居の場合》

金銭的な面での扶養のみでなく、精神的な面での扶養も考えられるため、原則として、組合員が主たる扶養者であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。

《組合員と別居の場合》

組合員が別居中の者を送金により扶養していることが考えられますが、「主として組合員の収入により生計を維持する者」というためには、少なくとも、その者の生計費の大部分が組合員の収入によって支えられていることが必要であると解されます。そのため、**原則として、組合員の送金額が被扶養者に認定しようとする者の収入（組合員及び他の者からの送金額を含む収入）の1/3以上であることを確認のうえ、認定基準内において認定します。**

(例) 被扶養者の収入：年間120万円・組合員からの送金額：年間90万円

120万円＋90万円 ＝ 210万円（被扶養者の総収入）

210万円×1/3＝70万円・・・組合員の送金額は70万円以上であるため認定基準額を満たしている。

③ 国内居住要件を満たしている者

- a 日本国内に住所を有するもの（住民票があるもの）
- b 日本国内に住所を有しない（住民票がない）が、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる以下のもの（国内居住要件の例外のもの）
 - I 外国において留学をする学生
 - II 外国に赴任する組合員に同行する者
 - III 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
 - IV 組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、IIに掲げる者と同等と認められるもの
 - V 上記I～IVに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

（２）被扶養者認定基準額について

被扶養者認定における認定基準額は次のとおりです。

	右欄以外	60歳以上の公的年金受給者 又は若くとも障害年金受給者
年金・恩給 事業所得・不動産所得等	年額（※）130万円未満	年額（※）180万円未満
雇用保険（失業給付、傷病手当金等）	日額 3,612円未満	日額 5,000円未満
給料等（地代・家賃・年金・恩給）等	月額108,334円未満	月額 150,000円未満

（※）年額は継続する12ヶ月間の合計額で判断します。

① 被扶養者の認定基準額とは

被扶養者の認定時における所得税法上の所得ではなく、**被扶養者の認定申告時以降における恒常的な収入（税等控除前）の総額**をいい、給与収入等、事業所得（営業、農業等）、不動産所得（家賃、地代等）、各種年金（遺族年金、障害年金、個人年金（民間会社、金融

機関等との契約に基づく個人年金、財形貯蓄年金型のもの）等を含む。）、恩給（扶助料等を含む。）、雇用保険、利子、配当等一切が含まれます。（退職金、財産売却金等の一時的な収入は含まれません。）

ただし、事業所得、不動産所得等については、必要と認められる経費（④参照）を控除した額となります。

- ② 恒常的な収入とは… 3 か月を超える期間継続して得られる収入のことを言います。
 ③ 認定基準額の見方… 収入形態に応じて、年額・月額・日額で認定基準額を判断します。

（例）年金収入のみの場合 ⇒ 年額 で判断
 年金と給与（月給）収入の場合 ⇒ 月額 で判断
 失業給付のみの場合 ⇒ 日額 で判断



④ 事業所得、不動産所得等における必要経費

必要経費として認められないものであっても、業種、必要経費の内容により（一部）認められる場合があります。ただし、客観的に必要経費として認められる根拠書類等の提出が必要になります。

【事業所得、不動産所得等における必要経費の基準】

○＝認められるもの、×＝認められないもの、△＝内容を確認して判断

【一般用（事業所得・不動産所得等）】

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
売上原価	○	貸倒金	×	荷造運賃	×	広告宣伝費	×	消耗品費	○
給料賃金	○	地代家賃	○	水道光熱費	○	接待交際費	×	福利厚生費	×
外注工賃	×	利子割引料	×	旅費交通費	×	損害保険料	×	雑費	△
減価償却費	×	租税公課	×	通信費	×	修繕費	○		

【農業用】

科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否	科目	認否
雇用費	○	利子割引料	×	肥料費	○	諸材料費	○	農業共済掛金	×
小作料・賃借料	○	租税公課	×	飼料費	○	修繕費	○	荷造運賃手数料	×
減価償却費	×	種苗費	○	農具費	○	動力光熱費	○	土地改良費	○
貸倒金	×	素畜費	○	農業衛生費	○	作業用衣料費	×	雑費	△

（３）被扶養者の認定に係る届出

新たに被扶養者の要件を備える者が生じた場合は、速やかに必要書類を整えて届出をしてください。（下表参照）。被扶養者の認定は、**被扶養者の要件を備えた日から30日を過ぎて届け出た場合、共済組合での受付日からの認定となり、要件を備えた日までは遡りません**ので、要件を備えた方がいる場合、速やかに届出してください。（被扶養者に対する共済組合からの給付は、認定日から行います。）

《届出に必要な書類について》

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替）取消申告書 【様式第2-9号】	左記様式は、公立学校共済組合高知支部のホームページ＞高知支部について＞各種様式ダウンロードコーナー＞2 資格関係から印刷できます。
○ 添付書類	詳細は、公立学校共済組合高知支部のホームページ＞高知支部について＞福祉事務の手引＞（手引1）組合員資格でご確認ください。

(4) 被扶養者の**取消**に係る届出

被扶養者として認定を受けていた者が、被扶養者の要件を欠くに至った場合は、下記の書類を提出してください。

提出書類	備考
○ 被扶養者認定（種別切替） 取消申告書 【様式第2-9号】	様式は、 公立学校共済組合高知支部のホームページ>高知支部について>各種様式ダウンロードコーナー>2 資格関係 から印刷できます。
○ 被扶養者証等	共済組合が発行した全ての証
○ 要件を欠くに至った年月日及びその理由がわかるもの	(例) 年金増額改定による取消 ・・・年金改定通知書の写し (受領日と氏名を記載してください。) 就職 ・・・新たに交付された健康保険証の写し

【被扶養者の要件を欠くに至ったときの例】

- 認定基準額を超過したとき
 - ・収入が年額130万円（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は年額180万円）を超えたとき（超えることが見込まれるときを含む。）
 - ・アルバイト・パート等の給与が予め108,334円以上（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は月額150,000円以上）と見込まれているとき
 - ・アルバイト・パート等の給与が不定で、108,334円以上（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は月額150,000円以上）を3か月連続して超えたとき
 - ・日額3,612円（60歳以上の公的年金受給者又は障害年金受給者は日額5,000円）以上の雇用保険（失業給付等）を受給し始めたとき
- 就職、結婚又は死亡したとき
- 他の医療保険の被保険者となったとき（所得が認定基準額未満でも取消になります。）
- 同居が要件となっている被扶養者が別居したとき
- 主として組合員の収入により生計を維持されなくなったとき
- 後期高齢者医療制度（75歳以上の者全員（一定の障害がある方は65歳以上）を対象とする独立した制度）の被保険者となったとき
- 国内居住要件を満たさなくなったとき

※ご自身で判断できない場合は公立学校共済組合高知支部組合員証担当までお問い合わせください。



【取消日について】

- 年金の支給開始又は年金額改定により年金額が認定基準額を上回ることとなった場合の取消日は、年金証書（改定の場合は改定通知書等）を受領した日（本人が年金額を知り得た日）が取消日となります。
- 事業所得のある被扶養者が確定申告を行ったところ、事業所得が認定基準額を超えていることが判明した場合の取消日は、確定申告を行った日とし、「確定申告書（控）」の写し（税務署の受理印のあるもの）をもって確認します。なお、税務署の受理日が不明の場合は確定申告の初日が取消日となります。